

高岡市地域防災計画（震災・津波対策編）改定案に係る新旧対照表

旧（現行）	新（修正案）	備考
凡例：<u>下線</u> 修正箇所 高岡市地域防災計画 震災・津波対策編 修正案 令和<u>4</u>年<u>10</u>月改定		
	高岡市地域防災計画 震災・津波対策編 令和<u>5</u>年__月改定	

第 4 節 災害に強いまちづくり	第 4 節 災害に強いまちづくり	
第 3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保 (略) (新設)	第 3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保 (略) 国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 (略)	国防災基本計画の修正に伴う新設
第 7 節 避難所事前対策	第 7 節 避難所事前対策	
第 1 避難所の指定等 2 避難所の設置基準 (2) 福祉避難所 (新設) (追加) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家(追加)等との定期的な情報交換に努める。 (2) 福祉避難所 (新設) オ その他必要と考えられる施設	第 1 避難所の指定等 2 避難所の設置基準 (2) 福祉避難所 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 5 避難所設備の整備 (1) 避難所 オ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家、N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 等との定期的な情報交換に努める。 (2) 福祉避難所 エ 人工呼吸器や吸引器等の医療機器にかかる電源設備 オ その他必要と考えられる施設	国防災基本計画の修正に伴う新設 国防災基本計画の修正に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う新設

第 9 節 要配慮者の安全確保 第 1 要配慮者の支援体制の構築 3 県の取り組み (4) 外国人の安全確保対策 (略) (新設) 第 11 節 津波災害予防 (略) <対策の方針（達成目標）> (略) (新設)	第 9 節 要配慮者の安全確保 第 1 要配慮者の支援体制の構築 3 県の取り組み (4) 外国人の安全確保対策 (略) 県及び市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。 第 11 節 津波災害予防 (略) <対策の方針（達成目標）> (略) また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。	国防災基本計画の修正に伴う新設
第 2 津波災害警戒区域や避難所などの指定 2 避難目標地点の設定 市は、津波発生時に避難が必要な範囲を「避難対象区域」とし、(略) (新設)	第 2 津波災害警戒区域や避難所などの指定 2 避難目標地点の設定 市は、津波発生時に避難が必要な範囲を「避難対象地域」とし、(略) 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞な事故の発生等を十分考慮するものとするとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保を図るものとする。 国、県及び市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。	国防災基本計画の修正に伴う新設
第 12 節 地盤災害予防 第 3 地盤の液状化対策 1 地盤の液状化対策 (略) (新設)	第 12 節 地盤災害予防 第 3 地盤の液状化対策 1 地盤の液状化対策 (略) 国、県及び市は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。	国防災基本計画の修正に伴う新設

第 4 各主体の役割 3 国 (略) (新設) 4 県 (略) (新設) 5 市 (略) (新設) 第 14 節 医療救護体制の整備 第 2 災害時における医療体制 4 医療品、血液の供給体制 (1) 医薬品等の確保 ウ 家庭常備薬の避難所への配置 県及び市は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬を予め避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する 第 30 節 廃棄物処理体制の整備 第 1 計画の策定等 3 市の取り組み (4) 協力体制の整備 (略) (追加) また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、(追加) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。	第 4 各主体の役割 3 国 (略) カ 液状化ハザードマップの作成・公表 4 県 (略) キ 液状化ハザードマップの作成・公表 5 市 (略) コ 液状化ハザードマップの作成・公表 第 14 節 医療救護体制の整備 第 2 災害時における医療体制 4 医療品、血液の供給体制 (1) 医薬品等の確保 ウ 家庭常備薬の避難所への配置 県及び市は、(削除) 各家庭において (削除) 日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 第 30 節 廃棄物処理体制の整備 第 1 計画の策定等 3 市の取り組み (4) 協力体制の整備 (略) 国、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）及び地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める (削除)。	国防災基本計画の修正に伴う新設 国防災基本計画の修正に伴う新設 国防災基本計画の修正に伴う新設 県及び市で家庭常備薬を避難所に配置していないため 国防災基本計画の修正に伴う修正
---	---	---

第 31 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保	第 31 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保													
(略) <対策の方針（達成目標）> (略) 市は、県と連携し、災害備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を各小学校へ分散備蓄するとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間事業者等と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、又は、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。<u>(追加)</u> (略)	(略) <対策の方針（達成目標）> (略) 市は、県と連携し、災害備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を各小学校へ分散備蓄するとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間事業者等と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、又は、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性及び子どもにも配慮する。</u> (略)	国防災基本計画の修正に伴う修正												
第 1 体制の整備	第 1 体制の整備													
4 市の取り組み	4 市の取り組み	国防災基本計画の修正に伴う新設												
<u>(新設)</u>	<u>(2) 停電時における施設・設備の機能確保</u> <u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。</u> <u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u>													
<u>(2)</u> 備蓄に関する住民への普及啓発	<u>(3)</u> 備蓄に関する住民への普及啓発													
(略)	(略)													
2 備蓄の実施	2 備蓄の実施													
1 備蓄箇所	1 備蓄箇所	高岡市災害備蓄計画の改正に伴う修正												
<table><tr><td>内容、種別</td><td>備蓄箇所</td></tr><tr><td>集中備蓄</td><td>市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター</td></tr><tr><td>分散備蓄</td><td>各校下の拠点避難所等 <u>(31)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）</td></tr></table>	内容、種別	備蓄箇所	集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター	分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(31)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）	<table><tr><td>内容、種別</td><td>備蓄箇所</td></tr><tr><td>分散備蓄</td><td>各校下の拠点避難所等 <u>(29)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）</td></tr><tr><td>集中備蓄</td><td>市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター</td></tr></table>	内容、種別	備蓄箇所	分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(29)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）	集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター	
内容、種別	備蓄箇所													
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター													
分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(31)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）													
内容、種別	備蓄箇所													
分散備蓄	各校下の拠点避難所等 <u>(29)</u> か所（小中学校、義務教育学校、旧小学校）													
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター													
なお、 <u>東日本大震災や呉羽山断層帯の被害想定結果</u> などを勘案し、災害時の備蓄の充実を図るため、市は災害備蓄計画を策定する。なお、策定に当たっては、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。	なお、 <u>邑知潟断層帯の地震の被害想定及び地震の被災都市の教訓</u> などを勘案し、災害時の備蓄の充実を図るため、市は災害備蓄計画を策定する。策定に当たっては、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策を検討する。													

第 32 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育					第 32 節 学校、保育園等の防災対策・防災教育					消防地 416 号令和 3 年 12 月 1 日付「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき新設
第 2 防災教育等					第 2 防災教育等					
1 防災教育の実施					1 防災教育の実施					
(2) 児童生徒に対する防災教育					(2) 児童生徒に対する防災教育					
(略)					(略)					
(新設)					学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。					
第 34 節 ボランティア活動の推進					第 34 節 ボランティア活動の推進					国防災基本計画の修正に伴う新設
＜対策の方針（達成目標）＞					＜対策の方針（達成目標）＞					
(新設)					国、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。					
(略)					(略)					
第 2 章 災害応急対策計画										平成 25 年より従来の「津波警報(津波)」は「津波警報」と表記することとなったため
第 1 節 災害対策本部の組織・運営										
第 1 災害発生時等の活動体制										
1 出動体制および基準										
(略)										
出動基準震度及び津波警報等	職員の出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当	出動基準震度及び津波警報等	職員の出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
震度 5 弱又は 5 強 津波警報 (津波)	第 2 次出動体制	災害警戒本部第 2	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	・第 1 次体制職員 ・第 2 次体制時事務局員 ・部局長 ・各部局の部局長があらかじめ指定した職員	震度 5 弱又は 5 強 津波警報 (削除)	第 2 次出動体制	災害警戒本部第 2	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	・第 1 次体制職員 ・第 2 次体制時事務局員 ・部局長 ・各部局の部局長があらかじめ指定した職員	

第２災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

１災害対策本部等の設置

本部事務局

（略）

秘書課広報広聴室

３災害対策本部等の組織及び運営

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、（略）広報広聴室、（略）を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。

第３節自衛隊派遣の要請・受入体制

発災後の対応（タイムスケジュール）

（略）	（略）
発災から 12 時間以内	<u>炊飯</u> 及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去

第１自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

４派遣要請の内容

(2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
（略）	（略）
⑨ <u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
<u>（新設）</u>	
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
⑬予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

第２災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

１災害対策本部等の設置

本部事務局

（略）

広報発信課

３災害対策本部等の組織及び運営

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、（略）広報発信課、（略）を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。

第３節自衛隊派遣の要請・受入体制

発災後の対応（タイムスケジュール）

（略）	（略）
発災から 12 時間以内	<u>給食</u> 及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去

第１自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

４派遣要請の内容

(2) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
（略）	（略）
⑨ <u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩ <u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>
⑪救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑫危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑬その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
⑭予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

市機構改革による修正

市機構改革による修正

国防災基本計画の修正に伴う修正

国防災基本計画の修正に伴う修正・新設

第 4 節 災害情報の収集・伝達			第 4 節 災害情報の収集・伝達		
第 4 被害情報等の収集・伝達方法			第 4 被害情報等の収集・伝達方法		
1 被害情報の収集方法			1 被害情報の収集方法		
(10) ライブカメラによる海面状態の確認			(10) ライブカメラによる海面状態の確認		
庄川河口に設置された伏木海上保安部のライブカメラにより、海岸および河口部の状態を確認する。なお、この情報は、インターネットで市民にも公開されている。			庄川河口に設置された伏木海上保安部のライブカメラにより、海岸および河口部の状態を確認する。なお、この情報は、インターネットで市民にも公開されている。		
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/fushiki/live_fushiki/live2.html			https://www6.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/fushiki/fushiki_dl/livecamera/index.html		
第 5 節 地震・津波情報等の伝達			第 5 節 地震・津波情報等の伝達		
第 1 地震に関する情報			第 1 地震に関する情報		
気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。			気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。		
地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。			地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。 <u>観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨併せてお知らせする。</u>		
<u>（追加）</u>					
1 <u>地震動警報・予報（緊急地震速報）</u>			1 <u>地震動の特別警報、警報及び予報の区分並びに名称</u>		
区 分	内 容	名 称	区分	<u>情報発表の名称</u>	内 容
地震動警報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	<u>地震動特別警報</u>	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」	<u>最大震度 5 弱以上又は最大長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。</u>
地震動予報	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報（予報）」	地震動警報		<u>このうち、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。</u>
			地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	<u>最大震度 3 以上又は長周期地震動階級 1 以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。</u>
			(※) 2 箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想		
2 地震情報			2 <u>地震情報の種類、発表基準と内容</u>		
種類	発表基準	内容	<u>地震情報の種類</u>	発表基準	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報 <u>（注 1）</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 <u>（注 2）</u> ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

アドレス変更に伴う修正

平成30年 3 月に緊急地震速報の技術的改善が行われ、従来の予測手法に加えて、新しい手法 (PLUM法) が導入されたため

気象庁ホームページ記載に合わせ修正

現状に合わせて修正

各地の震度に関する情報（注）	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページに掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
（略）	（略）	（略）

</

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動		津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動				
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表					数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表					
大津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人たちは、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。		大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人たちは、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。				
		10m (5m<予想高さ≤10m)						10m (5m<予想高さ≤10m)						
		5m (3m<予想高さ≤5m)						5m (3m<予想高さ≤5m)						
津波警報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人たちはただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。		津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人たちはただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。				
津波注意報	予想される津波の <u>(追加)</u> 高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人たちはただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。		津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人たちはただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。				

2 津波情報 津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。 (略) <u>(新設)</u> 4 津波予報区 日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。 <table><tr><td>津波予報区</td><td>区 域</td><td>通知担当気象官署</td></tr><tr><td>富山県</td><td>富山県</td><td><u>気 象 庁 本 庁</u></td></tr></table>	津波予報区	区 域	通知担当気象官署	富山県	富山県	<u>気 象 庁 本 庁</u>	2 津波情報 津波警報等を発表した場合<u>には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</u> (略) <u>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</u> <table><tr><th><u>警報・注意報の発表状況</u></th><th><u>観測された津波の高さ</u></th><th><u>内容</u></th></tr><tr><td rowspan="2"><u>大津波警報</u></td><td><u>1 m超</u></td><td><u>数値で発表</u></td></tr><tr><td><u>1 m以下</u></td><td><u>「観測中」と発表</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>津波警報</u></td><td><u>0.2m以上</u></td><td><u>数値で発表</u></td></tr><tr><td><u>0.2m未満</u></td><td><u>「観測中」と発表</u></td></tr><tr><td><u>津波注意報</u></td><td><u>(すべての場合)</u></td><td><u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u></td></tr></table> 4 津波予報区 日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。 <table><tr><td>津波予報区</td><td>区 域</td><td>通知担当気象官署</td></tr><tr><td>富山県</td><td>富山県</td><td><u>気象庁</u></td></tr></table>	<u>警報・注意報の発表状況</u>	<u>観測された津波の高さ</u>	<u>内容</u>	<u>大津波警報</u>	<u>1 m超</u>	<u>数値で発表</u>	<u>1 m以下</u>	<u>「観測中」と発表</u>	<u>津波警報</u>	<u>0.2m以上</u>	<u>数値で発表</u>	<u>0.2m未満</u>	<u>「観測中」と発表</u>	<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>	津波予報区	区 域	通知担当気象官署	富山県	富山県	<u>気象庁</u>	国防災基本計画の現状に合せて修正 気象庁ホームページ記載に合わせ修正 津波警報等や津波予報、津波情報は大阪管区气象台から発表(電文発信)する場合もあるため
津波予報区	区 域	通知担当気象官署																												
富山県	富山県	<u>気 象 庁 本 庁</u>																												
<u>警報・注意報の発表状況</u>	<u>観測された津波の高さ</u>	<u>内容</u>																												
<u>大津波警報</u>	<u>1 m超</u>	<u>数値で発表</u>																												
	<u>1 m以下</u>	<u>「観測中」と発表</u>																												
<u>津波警報</u>	<u>0.2m以上</u>	<u>数値で発表</u>																												
	<u>0.2m未満</u>	<u>「観測中」と発表</u>																												
<u>津波注意報</u>	<u>(すべての場合)</u>	<u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>																												
津波予報区	区 域	通知担当気象官署																												
富山県	富山県	<u>気象庁</u>																												

第 4 被害情報等の収集・伝達方法			第 4 被害情報等の収集・伝達方法			市機構改革による修正
〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉			〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉			
伝達先・伝達手段		市担当部署	伝達先・伝達手段		市担当部署	
(略)		(略)	(略)		(略)	
②広報車	広報車	秘書課（広報広聴室）	②広報車	広報車	広報発信課	多くの登録者にプッシュ通知で迅速に伝達できるため
	その他の車両	管財契約課		その他の車両	管財契約課	
③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	地域安全課	③警察、消防	高岡警察署 射水警察署	市民生活課	
	消防団	消防本部警防課		消防団	消防本部警防課	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
⑦インターネット	H P、携帯H P、 <u>ツイッター</u> 等	秘書課（広報広聴室） 危機管理課	⑦インターネット	H P、携帯H P、 <u>L I N E</u> 等	広報発信課 危機管理課	
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	秘書課（広報広聴室）	⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	広報発信課	
	ラジオ局	秘書課（広報広聴室）		ラジオ局	広報発信課	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
⑫その他	防災情報メール配信、緊急速報メール、Lアラート、一斉 FAX 登録者（要配慮者施設）	秘書課（広報広聴室） 危機管理課	⑫その他	防災情報メール配信、緊急速報メール、Lアラート、一斉 FAX 登録者（要配慮者施設）	広報発信課 危機管理課	
第 9 節 住民等避難対策			第 9 節 住民等避難対策			国防災基本計画の修正に伴う新設
第 1 避難指示の発令			第 1 避難指示の発令			
1 避難情報の実施者 (略) <u>（新設）</u>			1 避難情報の実施者 (略) <u>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方气象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u>			
第 10 節 津波避難対策			第 10 節 津波避難対策			
第 3 避難警報等の発令・伝達			第 3 避難警報等の発令・伝達			国防災基本計画の修正に伴う修正
1 避難指示の発令 市は、強い揺れ（震度 4 程度以上）又は弱くても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは <u>（追加）津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。</u> なお、 <u>（追加）</u> 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示 <u>（追加）</u> の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。			1 避難指示の発令 市は、強い揺れ（震度 4 程度以上）又は弱くても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは <u>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。</u> なお、 <u>市は、</u> 津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示 <u>等</u> の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。			

第 11 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営	
第 1 業務の内容	
3 管理・運営体制	
(略)	
市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>(追加)</u> 外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。	
第 32 節 応急住宅対策	
発災前後の対応（タイムスケジュール）	
(略)	
事後 1 箇月以内（10 日以降）	被災戸数の確定 供与対象者の選定 <u>応急修理</u>
(略)	(略)
<u>事後 1 箇月以内（20 日以内）</u>	<u>仮設住宅の建設着工</u>
第 1 応急仮設住宅	
2 応急仮設住宅の建設	
(6) 建設工事	
ア (略)	
イ 県及び市は応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会 <u>(追加)</u> 等に対して協力を要請する。	
第 2 被災住宅の応急修理	
1 住宅の応急修理	
(1) ～(2) (略)	
(3) 修理の時期	
災害発生の日から、原則として <u>1 か月</u> 以内 <u>(追加)</u> に完了するものとする。ただし、知事は <u>厚生労働大臣</u> に協議し、その同意を得て延長することができる。	

第 11 節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営	
第 1 業務の内容	
3 管理・運営体制	
(略)	
市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した <u>N P O ・ ボランティア等の</u> 外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。	
第 32 節 応急住宅対策	
発災前後の対応（タイムスケジュール）	
(略)	
事後 1 か月以内（10 日以降）	被災戸数の確定 供与対象者の選定 <u>(削除)</u>
(略)	(略)
<u>発災から 3 か月以内</u>	<u>被災住宅の応急修理（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては 6 月以内）</u>
第 1 応急仮設住宅	
2 応急仮設住宅の建設	
(6) 建設工事	
ア (略)	
イ 県及び市は応急仮設住宅の建設にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、 <u>一般社団法人日本ムービングハウス協会</u> 等に対して協力を要請する。	
第 2 被災住宅の応急修理	
1 住宅の応急修理	
(1) ～(2) (略)	
(3) 修理の時期	
災害発生の日から、原則として <u>3 か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては 6 か月以内）</u> に完了するものとする。ただし、知事は <u>内閣総理大臣</u> に協議し、その同意を得て延長することができる。	

国防災基本計画の修正に伴う修正

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

県が新たに協定締結したため

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

国防災基本計画の修正に伴う修正

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

県が新たに協定締結したため

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

2 応急修理の対象・範囲等 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として <u>1か月</u> 以内に完了するものとする。 第 45 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第 3 生活必需品の供給 2 各機関の調達体制 <table><tr><th>機 関 名</th><th>実 施 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>農 林 水 産 省 <u>農産局</u></td><td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td></tr></table> 第 4 輸送体制 <u>(新設)</u> 第 5 その他 1 要配慮者に対する配慮 ア 食事に対する配慮 (略) また、<u>(追加)</u> アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者へ適切な食事（減塩、低カリウム等）の提供に配慮する。 第 48 節 輸送 第 5 緊急交通路の確保 4 輸送手段 (3) ヘリコプターによる輸送 (略) なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機 <u>(追加)</u> の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署 <u>(追加)</u> を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。	機 関 名	実 施 内 容	(略)	(略)	農 林 水 産 省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	2 応急修理の対象・範囲等 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として <u>3か月</u> 以内に完了するものとする。 第 45 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 第 3 生活必需品の供給 2 各機関の調達体制 <table><tr><th>機 関 名</th><th>実 施 内 容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>農 林 水 産 省 <u>農産局長</u></td><td>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</td></tr></table> 第 4 輸送体制 <u>オ 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u> 第 5 その他 1 要配慮者に対する配慮 ア 食事に対する配慮 (略) また、<u>市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものし、</u> アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者へ適切な食事（減塩、低カリウム等）の提供に配慮する。 第 48 節 輸送 第 5 緊急交通路の確保 4 輸送手段 (3) ヘリコプターによる輸送 (略) なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機 <u>及び無人航空機</u> の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署 <u>(航空運用調整班)</u> を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。	機 関 名	実 施 内 容	(略)	(略)	農 林 水 産 省 <u>農産局長</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	農林水産省組織改編に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う新設 国防災基本計画の修正に伴う修正 国防災基本計画の修正に伴う修正
機 関 名	実 施 内 容													
(略)	(略)													
農 林 水 産 省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。													
機 関 名	実 施 内 容													
(略)	(略)													
農 林 水 産 省 <u>農産局長</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。													

(新設)

第 49 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索

第 2 行方不明者の搜索

2 行方不明者の調査

(1) 行方不明者等の調査

県警察本部は、行方不明者等の調査に当たる者は、救出救助活動、検視活動等他の警察活動との連携を図り、行方不明者等の発見に努めるものとする。

(新設)

(3) 安否不明者等の氏名等公表

災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。

(新設)

第 56 節 災害救助法による救助

第 1 業務の内容

5 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

(1) 救助の種類・期間

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

救助の種類	実施期間
避難所の供与	災害発生の日から 7 日以内 (追加)
(略)	(略)
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から 1 月以内 (追加)

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

第 49 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索

第 2 行方不明者の搜索

2 行方不明者の調査

(1) 行方不明者等の調査

県警察本部は、行方不明者等の調査に当たる者は、救出救助活動、検視活動等他の警察活動との連携を図り、行方不明者等の発見に努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(3) 安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等公表

(削除)

県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイドライン」に基づき、市及び関係機関と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。

第 56 節 災害救助法による救助

第 1 業務の内容

5 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

(1) 救助の種類・期間

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

救助の種類	実施期間
避難所の供与	災害発生の日から 7 日以内 (おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)
(略)	(略)
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から 3 月以内 (国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては 6 月以内)

国の防災基本計画修正に伴う新設

国の防災基本計画修正に伴う新設

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)が改正されたため

第 3 章 災害復旧・復興計画		県地域防災計画の改定に伴う新設
第 1 節 被災者の生活再建支援		
第 1 業務の内容		
3 応急金融対策		
(1) 通貨の供給の確保		
<u>日本銀行富山支店（追加）</u> は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。		
第 2 節 融資・貸し付け等による経済的再建支援		
第 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付		
1 災害弔慰金		
(1) 対象災害		
ア～イ（略）		
ウ 県内において災害救助法 <u>（追加）</u> が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害及びイと同等と認められる特別の事情がある場合の災害		
エ 災害救助法 <u>（追加）</u> が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害		
3 災害援護資金		
(1) 貸付対象者及び貸付限度額		
市は、条例の定めるところにより県内において災害救助法 <u>（追加）</u> による救助が行われた市町村が 1 以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付を行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。		

第 3 章 災害復旧・復興計画		災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため
第 1 節 被災者の生活再建支援		
第 1 業務の内容		
3 応急金融対策		
(1) 通貨の供給の確保		
<u>北陸財務局、日本銀行及び県</u> は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。		
第 2 節 融資・貸し付け等による経済的再建支援		
第 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付		
1 災害弔慰金		
(1) 対象災害		
ア～イ（略）		
ウ 県内において災害救助法 <u>第 2 条第 1 項</u> が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害及びイと同等と認められる特別の事情がある場合の災害		
エ 災害救助法 <u>第 2 条第 1 項</u> が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害		
3 災害援護資金		
(1) 貸付対象者及び貸付限度額		
市は、条例の定めるところにより県内において災害救助法 <u>第 2 条第 1 項</u> が適用された市町村が 1 以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付を行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。		